

# 社会医療法人 母恋

## 看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ

### 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

#### 目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 守秘義務
7. 事故発生時の対応
8. 緊急時の対応
9. 衛生管理
10. 非常災害対策
11. 業務継続計画の策定等
12. 苦情の受付について
13. 運営推進会議の設置
14. 自己評価及び第三者評価
15. 協力医療機関、協力福祉施設
16. 虐待防止に関する事項
17. サービス利用にあたっての留意事項

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 母恋
- (2) 法人所在地 〒051-8510 北海道室蘭市新富町1丁目5番13号
- (3) 電話番号 0143-24-1331
- (4) 理事長氏名 大橋 壯樹
- (5) 設立年月日 明治44年(1911年)1月15日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業所の目的  
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けるための生活の支援を目的として、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ
- (4) 事業所の所在地 〒050-0083 北海道室蘭市東町5丁目3番5号
- (5) 電話番号 0143-84-5205
- (6) 管理者氏名 工藤 美香
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 看護小規模多機能型居宅介護は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を行い、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の様態や希望に応じて通い・訪問・宿泊サービスを組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
  - 2. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
  - 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5. 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとする。
  - 6. 基準条例に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。
- (8) 開設年月 令和4年4月
- (9) 登録定員 登録定員 29人 通いサービス 15人/日 宿泊サービス 1日5人/日

(10) 居室等の概要

居室・設備の種類	備考
宿泊室	宿泊室（個室 22.75 m <sup>2</sup> ）、 宿泊室 2（2人部屋 29.8 m <sup>2</sup> 、うち1ベッド 11.15 m <sup>2</sup> 、2ベッド 10.86 m <sup>2</sup> ） 宿泊室 3（2人部屋 30.36 m <sup>2</sup> 、うち1ベッド 12.93 m <sup>2</sup> 、2ベッド 11.04 m <sup>2</sup> ）
食堂兼談話室	81.22 m <sup>2</sup>
浴室	1か所
トイレ	2か所（障害者用トイレ2か所）
会議室	1か所
消防設備	・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器 ・スプリンクラー
その他	会議室、スタッフステーション、訪問看護ステーション 各1か所

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 室蘭市

※上記以外の方は、原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	7:00から19:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	19:00から7:00

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
管理者	1人	0人	1人	1人	事業内容調整
介護支援専門員	2人	0人	1.2人	1人	サービス調整・相談業務
介護職員	11人	0人	9.6人	7人	日常生活介護
看護職員	4人	0人	3.5人	2.5人	健康管理等の医療業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	主な勤務時間 8:30から17:00
介護支援専門員	主な勤務時間 8:30から17:00
介護職員	主な勤務時間 日勤 8:30から17:00
看護職員	早番 7:00から15:30

	遅番 11:00から19:30 夜勤 16:30から9:00 待機 19:30から7:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
--	---

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスや利用料金には、以下の2つがあります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付対象となるサービス）
(2) 利用料金の全額を利用者が負担する場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第6条参照）

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、利用者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定めます。

#### <サービスの概要>

##### ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

##### ⑤健康チェック

- ・看護小規模多機能型居宅介護つむぎの運営規定第7条（訪問看護の内容）を踏まえ、利用者の全身状態の把握を行います。

##### ⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

##### イ 訪問介護サービス

- ・利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排泄等の身体介護及び日常上の生活援助を行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ・利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ・利用者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
- ・利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙・飲酒・飲食
- ・利用者もしくはその家族等に対しての宗教活動・政治活動・営利活動
- ・その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ 訪問看護サービス

看護職員は、利用者の主治医が発行する訪問看護指書に基づき、利用者に対して、次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

- ・病状・障害の観察
- ・清拭・洗髪など清潔の保持
- ・食事及び排泄等の日常生活の世話
- ・床ずれの予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理
- ・主治医との連絡・調整
- ・その他医師の指示による医療処置

#### エ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

#### オ 相談、援助等

利用者又はその家族に対して、日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行います。

- ・日常生活に関する相談、助言
- ・認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ・福祉用具の利用法に関する相談、助言
- ・住宅改修に関する相談、助言
- ・医療系サービスの利用についての相談、助言
- ・日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ・家族や地域との交流支援
- ・その他必要な相談、助言

#### <サービス料金>（契約書第7条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1か月単位の包括費用の額  
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

利用者の要介護度に応じたサービス料金の自己負担分をお支払いください。

<利用料金>

利用者の介護度とサービス負担料金	要介護 1 124,470 円	要介護 2 174,150 円	要介護 3 244,810 円	要介護 4 277,660 円	要介護 5 314,080 円
自己負担額 (自己負担 1 割の場合)	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

- ・月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合でも、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ・月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。  
 登録日＝利用契約をした日  
 登録終了日＝当事業所との利用契約を終了した日
- ・利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は、別途いただきます（下記（２）アおよびイ参照）。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

※医療保険による訪問看護を行う場合の基本料金の減算

①末期の悪性腫瘍等のため、医療保険による訪問看護が行われる場合

要介護度	減算料金（月額）	減算後の基本料金（月額）
要介護 1	925 円	11,513 円
要介護 2	925 円	16,478 円
要介護 3	925 円	23,539 円
要介護 4	1,850 円	25,897 円
要介護 5	2,914 円	28,472 円

②主治医の特別な指示により、一時的に頻回に医療保険による訪問看護が行われる場合

要介護度	減算料金（日額）
要介護 1	30 円
要介護 2	30 円
要介護 3	30 円
要介護 4	60 円
要介護 5	95 円

※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）

一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

<短期利用居宅介護料金表>

利用者の介護度とサービス負担料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,710 円	6,380 円	7,060 円	7,730 円	8,390 円
自己負担額 (自己負担 1 割の場合)	571 円	638 円	706 円	773 円	839 円

下記の条件を満たしている場合、短期利用居宅介護が利用できます。

- ・ 宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室がある。
- ・ 利用者の状態やその家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合。
- ・ 利用の開始にあたって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定める。
- ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護が、提供するサービスが過少である場合の減算を受けていない。
- ・ 指定基準に定める従業者の員数を置いている。

イ 加算

加算名	基本単位	利用者負担額（自己負担 1 割の場合）
初期加算	30 単位／日	30 円／日
	登録日から起算して 30 日以内の期間に算定。30 日を超える病院・診療所への入院後の利用を再開した場合も同様に算定。	
認知症加算（Ⅰ）	920 単位／月	920 円／月
	①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 または端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置。 ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。 ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催。 ④認知症介護指導者研修修了者を 1 人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。 ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定。	
認知症加算（Ⅱ）	890 単位／月	890 円／月
	加算（Ⅱ）：（Ⅰ）①～③を満たす。	

認知症加算（Ⅲ）	760 単位/月	760 円/月
	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方について算定。	
認知症加算（Ⅳ）	460 単位/月	460 円/月
	要介護状態区分が要介護2であり、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方について算定。	
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	200 単位/月	200 円/月
	医師が、認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難で、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した利用者に対して、利用開始日から7日間を限度として算定。	
若年性認知症 利用者受入加算	800 単位/月	800 円/月
	若年性認知症の利用者に対して個別に担当者を定め、その担当者を中心に若年性認知症の利用者のニーズに応じたサービスを提供する場合に算定。 ※ 認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）との併算不可。	
栄養アセスメント加算	50 単位/月	50 円/月
	下記の条件をすべて満たす場合に算定。 ・事業所の従業者または外部の介護事業所や医療機関等との連携により、管理栄養士を配置。 ・利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者または家族に説明する。 ・必要時の相談対応をする。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施のために情報を活用する。	
栄養改善加算	200 単位/月	200 円/月
	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能や食形態に配慮した栄養ケア計画を作成するなどの栄養改善サービスを行った場合に算定。	
口腔・栄養 スクリーニング 加算（Ⅰ）	20 単位/月	20 円/月
	利用開始時および利用中 6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態や栄養状態について確認、利用者を担当する介護支援専門員に情報提供している場合に算定。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算不可。	
口腔・栄養 スクリーニング 加算（Ⅱ）	5 単位/月	5 円/月
	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者を担当する介護支援専門員に情報提供している場合に算定。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可能。 ※6 か月に1回を限度。	

口腔機能向上加算 (I)	150 単位/回	150 円/回
	口腔機能が低下しているまたはその恐れのある利用者に対し、言語聴覚士や歯科衛生士、看護職員等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づく適切な口腔機能向上サービスの提供、定期的な評価、計画の見直し等の一連の取り組みを行っている場合に算定。	
口腔機能向上加算 (II)	160 単位/回	160 円/回
	口腔機能向上加算 (I) の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施や口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。 ※原則 3 か月以内、月 2 回を限度。 ※口腔機能向上加算 (I) (II) は併算不可	
退院時共同指導加算	600 単位/月	600 円/月
	入院・入所中の者が退院・退所するにあたり、事業所の看護師や理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院・退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に算定。	
緊急時対応加算	774 単位/月	774 円/月
	利用者またはその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制がある。また計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問および計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合に算定。	
専門管理加算	250 単位/月	250 円/月
	<p>以下イ・ロの看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合</p> <p>イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者</li> <li>・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者</li> <li>・人工肛門または人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者</li> </ul> <p>ロ 特定行為研修を修了した看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬における手順書加算を算定する利用者</li> </ul> <p>※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正。</p>	
特別管理加算 (I)	500 単位/月	500 円/月
	<p>下記のいずれかの状態の方について算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている。</li> <li>・在宅気管切開患者指導管理を受けている。</li> <li>・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用。</li> </ul>	

特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位／月	250 円／月
	<p>下記のいずれかの状態の方について算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている。</li> <li>・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している。</li> <li>・ 真皮を超える褥瘡がある。</li> <li>・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要がある。</li> </ul>	
ターミナルケア 加算	2,500 単位／月	2,500 円／月
	<p>在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合に算定。 ※ターミナルケア後、24 時間以内に自宅以外で死亡した場合を含む。</p>	
遠隔死亡診断補助加算	150 単位／回	150 円／回
	<p>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C001 の注 8（医科診療報酬点数表の区分番号 C001—2 の注 6 の規定により準用する場合（特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く）を含む）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。</p>	
看護体制強化加算 (Ⅰ)	3,000 単位／月	3,000 円／月
	<p>下記の条件をすべて満たす場合に算定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 算定日が属する月の前 3 か月間において、利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく訪問看護サービスを提供した利用者の割合が 80%以上。</li> <li>② 算定日が属する月の前 3 か月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上。</li> <li>③ 算定日が属する月の前 6 か月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上。</li> <li>④ 算定日が属する月の前 12 か月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が 1 人以上。</li> <li>⑤ 登録特定行為事業者または登録喀痰吸引等事業者として届出をしている。</li> </ol>	
看護体制強化加算 (Ⅱ)	2,500 単位／月	2,500 円／月
	<p>看護体制強化加算（Ⅰ）の算定条件①～③のすべてを満たす場合に算定。 ※看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可</p>	
訪問体制強化加算	1,000 単位／月	1,000 円／月
	<p>訪問サービスを常勤で提供する従業員が 2 名以上（看護師、保健師、理学療法士、</p>	

	作業療法士、言語聴覚士などの従業者は除く) おり、登録者に対する訪問サービス提供回数が1か月で合計200回以上である場合に算定。	
総合マネジメント体制強化加算 (I)	1,200 単位/月	1,200 円/月
	<p>① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。</p> <p>② 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。</p> <p>③ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。</p> <p>④ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。</p> <p>⑤ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。</p> <p>⑥ 以下のうち、要件を事業所ごとの特性に応じて1つ以上実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し利用者の状態に応じた支援を行っている。</li> <li>・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。</li> <li>・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。</li> <li>・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。</li> </ul>	
総合マネジメント体制強化加算 (II)	800 単位/月	800 円/月
	総合マネジメント体制強化加算 (I) の①～③を満たす。	
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位/月	3 円/月
	<p>下記の条件をすべて満たす場合に算定。</p> <p>① 利用者ごとに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて利用開始時等に評価するとともに、少なくとも3か月に1回評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施時に情報を活用する。</p> <p>② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとに、医師や看護師等多職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。</p> <p>③ 利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や利用者ごとの状態について定期的に記録する。</p> <p>④ ①の評価に基づき、少なくとも3か月に1回利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直す。</p>	

褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	13 単位/月	13 円/月
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、利用開始時等の評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生の無い場合に算定。 ※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可	
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 単位/月	10 円/月
	下記の条件をすべて満たす場合に算定。 ① 排せつに介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が評価するとともに、少なくとも6か月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援時に情報を活用する。 ② ①の評価の結果、適切な対応により要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、医師や看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。 ③ ②の評価に基づき、少なくとも3か月に1回利用者ごとに支援計画を見直す。	
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15 単位/月	15 円/月
	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、適切な対応により要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定。	
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 単位/月	20 円/月
	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、適切な対応により要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定。 ※排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算不可	
科学的介護推進 体制加算	40 単位/月	40 円/月
	下記の条件をすべて満たす場合に算定。 ① 利用者ごとに、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって①の情報やサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	
生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	100 単位/月	100 円/月
	①(Ⅱ)の要件を満たし(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う。	

生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	10 円/月
	①利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上 ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンライ ンによる提出）を行う。	
サービス提供体 制強化加算（Ⅰ）	750 単位/月	750 円/月
	以下のいずれかに該当する場合に算定。 ① 介護福祉士 70%以上 ② 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	
サービス提供体 制強化加算（Ⅱ）	640 単位/月	640 円/月
	以下に該当する場合に算定。 ① 介護福祉士 50%以上	
サービス提供体 制強化加算（Ⅲ）	350 単位/月	350 円/月
	以下のいずれかに該当する場合に算定。 ① 介護福祉士 40%以上 ② 常勤職 60%以上 ③ 勤続 7 年以上の者が 30%以上	
介護職員処遇改 善加算（Ⅰ）	所定単位数の 14.9%	職員の資質向上や資格取得のための取り組み、介護職員 処遇改善計画の作成、法令順守等の要件を満たす場合に 算定。
介護職員処遇改 善加算（Ⅱ）	所定単位数の 14.6%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅲ）	所定単位数の 13.4%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅳ）	所定単位数の 10.6%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅴ） 1	所定単位数の 13.2%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅴ） 2	所定単位数の 12.1%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅴ） 3	所定単位数の 12.9%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅴ） 4	所定単位数の 11.8%	
介護職員処遇改 善加算（Ⅴ） 5	所定単位数の 10.4%	

介護職員処遇改善加算（V）6	所定単位数の10.1%	職員の資質向上や資格取得のための取り組み、介護職員処遇改善計画の作成、法令順守等の要件を満たす場合に算定。
介護職員処遇改善加算（V）7	所定単位数の8.8%	
介護職員処遇改善加算（V）8	所定単位数の11.7%	
介護職員処遇改善加算（V）9	所定単位数の8.5%	
介護職員処遇改善加算（V）10	所定単位数の7.1%	
介護職員処遇改善加算（V）11	所定単位数の8.9%	
介護職員処遇改善加算（V）12	所定単位数の6.8%	
介護職員処遇改善加算（V）13	所定単位数の7.3%	
介護職員処遇改善加算（V）14	所定単位数の5.6%	

※介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外です。

※「所定単位数」とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数のことです。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第7条参照）

以下のサービスの利用料金は、利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事

朝食：450円 昼食：600円 夕食：600円

イ 宿泊に要する費用

1泊：3,000円

1泊：2,000円（生活保護受給者）

ウ 通いの延長

1時間：500円

エ 暖房費

11月から3月まで（宿泊サービスを利用した方のみ） 1日：300円

オ おむつ・パット代

実費相当額をいただきます。

カ 日用生活品費

1日：300円

キ 教養娯楽費

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した場合、材料費等の実費相当額。

ク 医療保険による訪問看護サービスを利用した費用（別紙参照）

ケ 事業の実施地域を超えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び医療保険での訪問看護利用の場合の交通費

① 通常の事業の実施地域を越えた場合 1回：350円

② 医療保険による訪問看護利用の場合 1回：350円

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

コ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用。

サ 利用者の都合により当日の利用を中止した場合のキャンセル料。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りでない。

(3) 利用料金の請求（契約書第7条）

サービス利用料金を1か月ごとに計算し、サービス利用をした翌月10日以降に請求書を発行いたします。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条）

前述の(1)(2)の料金・費用は、次のいずれかの方法により利用月の翌月20日までにお支払いください。

- ① 事業所での直接払い
- ② 自動口座引き落とし
- ③ 銀行振込

北洋銀行 室蘭中央支店 普通預金 店番361 口座番号3531063 名義) イ) ボコイ カンゴシヨウキボタキノウガタキヨタクカイゴジギヨウシヨ ツムギ
---

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条）

- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ・利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用の中止又は変更、新たなサービスの利用を追加することができます。
- ・5(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし、5(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金相当額

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

#### (5) 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、利用者それぞれの人格を尊重し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況や希望、生活環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価等は、書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

### 6. 守秘義務（契約書第15条）

事業所の従業員は、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密保持を厳守するために必要な措置を講じます。

### 7. 事故発生時の対応（契約書第13条）

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。また、事故の状況及び処置について記録すると共にその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

### 8. 緊急時の対応（契約書第14条）

サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。

### 9. 衛生管理（契約書第27条）

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了維持の日々の清掃・消毒を資するなど常に衛生管理に留意します。
- (2) 職員は、研修や勉強会を通じ感染対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

### 10. 非常災害対策（契約書第25条）

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加のうえ行います。

### 11. 業務継続計画の策定（契約書第26条）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**1 2. 苦情の受付について（契約書第 3 0 条）**

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者 介護支援専門員 安田 毅  
 苦情解決責任者 管理者 工藤 美香  
 電話番号 0143-84-5205  
 受付時間 月曜日から金曜日 8:30から17:00

(2) その他苦情受付機関

室蘭市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号 電話番号 0143-25-3027 受付時間 平日 8:45~17:15
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175 受付時間 平日 9:00~17:00

**1 3. 運営推進会議の設置（契約書第 2 8 条）**

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況を定期的に報告するとともに、その内容等についての評価や要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<p>&lt;運営推進会議&gt;</p> <p>構成：利用者、利用者家族、地域住民代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、        看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等</p> <p>開催：2か月に1回</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録作成</p>
---

**1 4. 自己評価及び第三者評価（契約書第 2 9 条）**

- (1) 「自己評価」は1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、従業員全員が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を実施します。
- (2) 「第三者評価」は、自己評価結果を運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価を実施します。
- (3) 評価結果の公表は、利用者及びその家族へ提供するとともに、事業所内の掲示、ホームページ等への掲載等により公表します。

【実施の有無】	なし
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

### 15. 協力医療機関、協力福祉施設（契約書第28条）

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

協力医療機関：社会医療法人 母恋 日鋼記念病院

協力福祉施設：社会医療法人 母恋 老人保健施設母恋

### 16. 虐待防止に関する事項（契約書第31条）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 介護支援専門員 安田 毅

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（3）虐待防止のための指針の整備をしています。

（4）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

### 17. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・所持金品は自己の責任で管理してください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所へご連絡ください。

医療保険での訪問看護サービス料金表（令和7年6月1日現在）

	算定項目	単価	条件
基本料金	① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550円/日	訪問が週3日目まで
		6,550円/日	訪問が週4日目以降
	② 訪問看護管理療養費	7,670円	月の初日の訪問 ※機能強化型訪問看護管理療養費の算定月は、8,700円・10,030円・13,230円になります。
		3,000円	訪問看護管理療養費1月の2日目以降
		2,500円	訪問看護管理療養費2月の2日目以降
	③ 24時間対応体制加算	6,800円/月	電話連絡等で常時対応ができ、必要に応じて緊急訪問を行うため1ヶ月に1回算定看護業務の負担軽減の取り組みを行う
	④ 訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	居住している市への情報提供費（厚生労働大臣が定める疾病のみ）
	④ 訪問看護情報提供療養費3	1,500円/月	入院又は、入所時の情報提供費
	⑤ 訪問看護基本療養費（Ⅱ）	5,550円/日	訪問が週3日目まで、4日目以降6,550円/日（同一建物）
	⑤ 訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500円/日	医師の指示により、外泊時の訪問
加算	⑥ 特別管理加算	2,500円/月	自己導尿、在宅酸素、末梢点滴、人工肛門等を使用している方
		5,000円/月	気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している方
	⑦ 難病等複数回訪問加算	4,500円/日	1日2回訪問、1日3回以上の訪問8,000円
	⑧ 緊急訪問看護加算	2,650円/日	
	⑨ 長時間訪問看護加算	5,200円	
	⑩ 複数名訪問看護加算	4,500円/週	
	⑪ 退院時共同指導加算	8,000円	
	⑫ 退院支援指導加算	6,000円	
	⑬ 特別管理指導加算	2,000円	
	⑭ 在宅患者連携指導加算	3,000円	
	⑮ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	
	⑯ 訪問看護ターミナルケア加算	25,000円	

	⑰	深夜訪問看護加算	4,200 円	夜間・早朝訪問看護加算、2,100 円
	⑱	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円	管理療養費を算定している方を対象に月 1 回算定
	⑲	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	区分 1～18 10 円～500 円	管理療養費を算定している方を対象に月 1 回算定 ※区分 1 で 10 円、最も高い区分 18 で 500 円
自費	⑳	交通費	350 円	
	㉑	死後処置料	10,000 円	清拭・衣類交換・洗髪・化粧など
	㉒	訪問時間延長	5,550 円	1.5 時間を超える場合（30 分毎に）

※本人負担額は、保険証の負担割合に応じた金額となります。

※公費受給者証の種類によって、公費負担が適用になる場合があります。

※初回訪問時、お持ちの保険証・公費受給者証を確認させていただきます。

※公費受給者証の提示がない場合、適用になりませんのでご了承ください。

※保険証の有効期限・保険証の変更等がございましたら、必ず看護師にお伝えください。

1 か月の利用回数	費用（月額）	
1 回	20,890 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまでも、上記記載の基本料金①～④だけの計算です。</li> <li>・それぞれ必要な加算項目⑤～⑳が追加されます。</li> <li>・自費が発生しましたら、その分も追加となります。</li> </ul>
2 回	29,440 円	
3 回	37,990 円	
4 回	46,540 円	
5 回	55,090 円	
6 回	63,640 円	
7 回	72,190 円	



令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会医療法人母恋

看護小規模多機能型居宅介護 つむぎ

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_) 印 \_\_\_\_\_